

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養について

滋賀県では新型コロナウイルス感染症の重症者等に対する十分な医療提供体制の確保のため、新型コロナウイルスに関する検査結果が陽性であっても、症状がない方・医学的に症状の軽い方には、医療機関への入院ではなく、宿泊療養施設での療養を行っていただく場合があります。

宿泊療養施設での療養期間中は、常駐する医療従事者が健康観察を行いますのでご安心ください。

宿泊療養となった場合の連絡について

① 新型コロナウイルスに関する検査で陽性と判定された場合

滋賀県の新型コロナウイルス患者の入院先等を調整しているコントロールセンターにおいて、ご本人の容態や、病院の空床状況、ご家族の状況等から、入院先や宿泊療養施設を決定します。

② 宿泊療養施設での療養となる場合

コントロールセンターからご本人に症状等を確認したうえで、宿泊療養施設での療養を決定します。宿泊療養となる場合、コントロールセンターで入所時間や移送手段等をご本人や宿泊施設等と調整し、ご本人に連絡を行います。

また、宿泊療養施設に到着後に入所に際してのオリエンテーションを行います。このとき、LINEのアカウントをお持ちの方は、療養中の連絡手段として使用いたしますので、医療担当者とLINEの友達登録を行いますこと、ご承知おきください。

入所時の持ち物・準備物について

◆ 事前準備

下記の持ち物・準備物を参考に、ご家族に連絡するなどして、2週間程度の外泊を想定して宿泊療養の準備を行ってください。

なお、基本的に自宅にあるものでご用意いただき、足りないものについては家族等に依頼して購入するなど、ご本人または濃厚接触者が外出しない方法でご準備ください。居室に常備されているアメニティ類はございませんのでご留意ください。また、洗濯機等の共用物もご利用できません。

◆ 持ち物・準備物

- 保険証
- 服用中の薬剤、お薬手帳
- 健康管理に必要なもの（血圧計、CPAP（睡眠時無呼吸症候群の治療器）、血糖測定器、インスリン等）
- 筆記用具
- 衣類（着替え、パジャマ、室内履き（スリッパ）等）
- 洗面用具等（歯ブラシ、歯磨き粉、ハンドソープ、ボディソープ、シャンプー・リンス、ひげそり、くし、化粧品、ティッシュ等）
- 洗濯用具（洗剤、ハンガー・洗濯ばさみ等）※漂白剤は使用禁止
- 食事用具（はし、スプーン、湯飲み等）
- タオル類（バスタオル、フェイスタオル、バスマット、ふきん等）
- 娯楽関係（スマートフォン、タブレット端末、充電器、本など娯楽に必要なもの等）
- その他（掃除用具、体温調整用のブランケット等）

※以下のものは用意されています。

トイレトーパー、寝具、マスク、ごみ袋、体温計

※たばこ、酒・ビール等のアルコール、生もの、騒音を出すものは持ち込み禁止です。

差し入れについて

ご家族やお知り合いからの差し入れは可能ですが、お受けできるものについては、下記の例示をご参照ください。

また、差し入れがある方は、あらかじめ入所される宿泊療養施設の事務局にご連絡ください。ご来訪時間や受取場所、連絡方法等を調整させていただきます。

※ 事前のご連絡を受けていない差し入れは、受付できない場合がありますので、くれぐれもご注意ください。

※ 濃厚接触者の方からの差し入れは原則不可です。

【例示】

◆差し入れ可能なもの（食品）※季節・気温等によってお断りする場合があります。

☆常温保存のできるもの（インスタント食品、フリーズドライ食品、菓子類（生菓子は不可）、フルーツ、パウチゼリー、ペットボトル飲料等）

※ フルーツ類は、手で皮がむけるもの、洗ってそのまま食べられるものに限りませす。

※ ジュース等の飲料類も常温保存できるものに限りませす。

☆コンビニ等で売っている消費期限が明確な弁当類やおにぎり等

※ 電子レンジはありませんので、食べる前の温めはできません。

また、食品衛生上の安全の確保のため、温めてから差し入れていただくことはできません。

☆個包装されていて、常温で管理ができ、日持ちするもの（パン売り場の菓子パン、調理パン）

◆差し入れできないもの（食品）

☆アルコール飲料

☆生もの（刺身、お寿司等）

☆家庭で調理したもの

☆冷凍食品（アイスクリーム等）

☆保存方法が要冷蔵のもの。または、冷蔵にて保存することが通常と考えられるもの

☆ファストフードや弁当屋等購入時に温かい状態で提供される商品

◆差し入れできないもの（食品以外）

☆たばこ（加熱式たばこを含む）

☆危険物（包丁、ナイフ等を含む）

☆騒音を出すもの

☆冷暖房器具（電気毛布を含む）

宿泊療養における費用負担について

新型コロナウイルス感染症の療養のための宿泊費用、食事代等はありません。

ただし、新型コロナウイルス感染症以外の医療が必要となった場合は、別途ご自身での負担が発生します。

○ 宿泊費用、食事代 ➡ 費用負担はありません。

○ 診療費、薬剤費

・ 新型コロナウイルス感染症に関連する医療 ➡ 費用負担はありません。
（例）発熱や咳、のどの痛みに対する治療等

・ 新型コロナウイルス感染症に関連しない医療 ➡ 自己負担が発生します。
（例）持病の治療、持参薬の継続処方等

お問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

電話：077-528-3582